

## 【お知らせ】賃貸住宅管理業法における登録の更新について

賃貸住宅管理業の登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後も引続き登録を受けようとする場合、以下のとおり登録の更新申請を行う必要があります。（更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失います。）

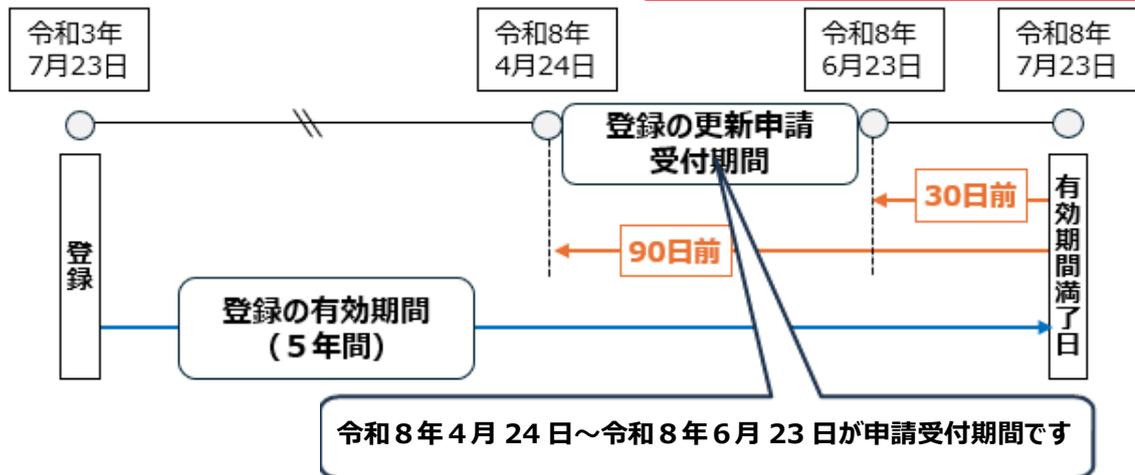
### 1 登録の更新申請の期間

- 登録の更新申請の期間は、有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間です。

#### 【登録の更新申請の期間について】

例：令和3年7月23日に登録した事業者の申請受付期間

**注：更新申請で変更届を兼ねることはできません。登録事項に変更がある場合、先に変更の届け出が必要です。**



※申請期限が申請機関の休日にあたる場合は、その翌開庁日を期限とみなします。

### 2 申請ステップと必要書類について（電子申請システムからの申請を推奨しています）

新規の登録申請時と同様です。

詳細は右のQRコードまたはインターネットで「賃貸受託管理業法ポータルサイト」と検索し、サイトメニューから「賃貸住宅管理業登録の方法」を押下し、ご確認ください。



### 3 注意事項

- 有効期間等について、原則、事前にご連絡はしていません。「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（右のQRコード）」中の、「賃貸住宅管理業者」より事業者名を検索・確認いただくか、標識にて確認してください。
- 登録事項に変更があった場合及び廃業等の場合には、30日以内に国土交通大臣にその旨を届け出る必要があります。電子申請システムから届出が可能です。（郵送の場合の必要書類は右のQRコードからサイトに遷移し「各種書類準備」をご覧ください）
- 書類を郵送する場合、書類の提出期限を【消印有効】としますが、補正や要件不備時の確認に時間を要しますので、できる限りお早めのご提出をお願いします。
- 上記1の更新申請の受付期間内に登録の更新申請を行う事が必要です。期間を過ぎた場合、登録の効力は自動的に失われ、200戸以上の賃貸住宅管理業を行うことはできなくなります。その後、200戸以上の改めて賃貸住宅管理業を行うためには、新規登録申請が必要となります。（登録免許税9万円の納付が必要となります。）



- 登録の更新に関する案内の詳細については右のQRコードまたは、インターネットで「賃貸受託管理業法ポータルサイト」と検索し、サイトメニューから「賃貸住宅管理業登録の方法」を押下すると表示される「登録の有効期限および登録の更新について」の「賃貸住宅管理業法における登録の更新について（お知らせ）」を確認してください。



- 手続きに関する問合せ窓口については、各地方整備局等です。（下図参照）

| 地方整備局建政部等担当課名   | 電話番号・メールアドレス   | 管轄地域  |
|---|--|---|
| 北海道開発局事業振興部建設産業課<br>所在地 〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 8 階                               | 011-709-2311<br><a href="mailto:hkd-ky-tintai@gxb.mlit.go.jp">hkd-ky-tintai@gxb.mlit.go.jp</a>           | 北海道   |
| 東北地方整備局建政部建設産業課<br>所在地 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 14 階                                | 022-225-2171<br><a href="mailto:thr-chintai01@mlit.go.jp">thr-chintai01@mlit.go.jp</a>                   | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県   |
| 関東地方整備局建政部建設産業第二課<br>所在地 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 6 階                     | <a href="mailto:ktr-kensan3@mlit.go.jp">ktr-kensan3@mlit.go.jp</a>                                       | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  |
| 北陸地方整備局建政部計画・建設産業課<br>所在地 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館                              | 025-280-8880<br><a href="mailto:chintai-84hokuriku@hrr.mlit.go.jp">chintai-84hokuriku@hrr.mlit.go.jp</a> | 新潟県、富山県、石川県   |
| 中部地方整備局建政部建設産業課<br>所在地 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館                                 | 052-687-8523<br><a href="mailto:cbr-fudosan@mlit.go.jp">cbr-fudosan@mlit.go.jp</a>                       | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県   |
| 近畿地方整備局建政部建設産業第二課<br>所在地 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎                                    | 06-6942-1141   | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  |
| 中国地方整備局建政部建設産業課<br>所在地 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 2 番 15 号   | 082-221-9231<br><a href="mailto:chintai@cgr.mlit.go.jp">chintai@cgr.mlit.go.jp</a>                       | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県   |
| 四国地方整備局建政部計画・建設産業課<br>所在地 〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎                                  | 087-851-8061<br><a href="mailto:tintai-k8810@mlit.go.jp">tintai-k8810@mlit.go.jp</a>                     | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県   |
| 九州地方整備局建政部建設産業課<br>所在地 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-7 福岡第 2 合同庁舎別館                             | 092-471-6331<br><a href="mailto:qsr-c-kanrigyo@mlit.go.jp">qsr-c-kanrigyo@mlit.go.jp</a>                 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  |
| 沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課<br>所在地 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館                 | 098-866-0031<br>098-861-9926(FAX)  | 沖縄県   |
| 電子申請システムについては、右のQRコードまたは、インターネットで「賃貸住宅管理業等電子申請システム」と検索し、システムを開き、ページ下部の【1. システムに関する問合せ】からお問合せください。 |  |  |